

e振決済サービス加盟店規約

第 1 . 1 2 版

平成 1 5 年 7 月 2 日

株式会社ペイメントファースト

第1章総則

第1条(本サービスの提供)

株式会社ペイメントファースト(以下「当社」といいます)は、e振決済サービス加盟店規約(以下「本規約」といいます)に基づき加盟店に対して本サービスを提供し、本サービス(以下に定義します)の申込者および加盟店(以下に定義します)には本規約が適用されるものとします。

第2条(用語の定義)

本規約において次の各用語は、それぞれ次の意味で使用します。

(1) 本サービス

本規約に基づき当社が加盟店に対して提供するサービスであって、提携金融機関の提供するインターネット連動振込決済サービスを利用することにより、加盟店のWebサイト上の売買契約・役務提供契約等(以下「売買取引」という。)の代金(以下「売買取引代金」という。)を加盟店に代わって顧客より収納する収納代行サービス並びにこれに付帯するサービス。

(2) 商品等

売買取引の対象となる商品、役務等。

(3) 加盟店

本規約を承認のうえ、当社所定の方法で当社に対し本サービスの利用申込をし、当社がこれを承諾して加盟店登録した者。

(4) 顧客

加盟店のWebサイト上の仮想店舗にアクセスして加盟店と売買取引を行い、売買取引代金債務を負う者であって、提携金融機関のインターネットバンキングの契約者。

(5) 申込者

当社に対して本サービスの利用申込をする者。

(6) 加盟契約

加盟店登録により、加盟店と当社間で締結される契約であって、当社が加盟店に対し本規約に準拠して本サービスを提供することをその内容とするもの。

(7) 提携金融機関

当社が本サービスを提供するにあたり提携する金融機関であって、当社が本サービスを提供するにあたり利用する、インターネット連動振込決済サービスを提供するもの。

(8) インターネット連動振込決済サービス

提携金融機関が当社または加盟店に提供するサービスであって、顧客がWebサイト上の仮想店舗で提携金融機関のインターネットバンキングまたはモバイルバンキングを利用して売買取引の支払を行おうとする場合、当該提携金融機関所定の決済情報が当該提携金融機関のインターネットバンキングまたはモバイルバンキングのWebサイトに自動的に引き継がれ、そのWebサイトにおいて当該決済情報に基づいて売買代金を支払うことを可能とするもの。

(9) 加盟店設備

加盟店が本サービスの提供を受けるために設置・使用する当社所定の電気通信設備その他の機器。

(10) 本サービス用設備

当社が本サービスを提供するために設置・使用する当社所定の電気通信設備その他の機器。

(11) 消費税相当額

消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)および同法に関する法令の規定に基づき課税さ

れる地方消費税の額。

(12)加盟店コード

加盟店とその他の者を識別するために用いられる符号。

(13)加盟店管理用パスワード

本サービスに基づくインターネット連動振込決済サービスの取扱状況を加盟店ごとに表示して、加盟店がこれを管理するために作成された当社のWebサイトにアクセスするために、加盟店が、加盟店コードと組み合わせて用いる符号。

(14)ハッシュ用パスワード

第21条第2項に基づき提携金融機関に引き継がれる決済情報の改ざん防止のために作成される当該決済情報のメッセージダイジェストを作成する際に用いられる符号。

第3条（通知）

1．本規約に基づく当社から加盟店への通知は、通知内容を書面により送付、ファックスにより送信、電子メールにより送信、または当社のホームページに掲載するなど当社が適当と判断する方法により行います。

2．前項に基づき当社から加盟店への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載により行う場合には、当該通知は、加盟店が加盟店設備から当該通知内容にアクセスしうる状態となった時に、加盟店に到達したものとみなします。

第4条（本規約の改定）

当社は、相当の予告期間を置いて加盟店に通知することにより本規約を改定することができるものとします。この場合には、料金その他の契約条件は、当該通知に記載または記録されている変更日をもって改定されるものとします。ただし、本規約の改定内容が、加盟店にとって不利益となるものではないときは、当社は何らの予告も行うことなく本規約を改定することができるものとします。

第5条（合意管轄）

本サービスおよび加盟契約に関連する紛争について加盟店と当社との間で訴訟が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第6条（準拠法）

本規約および加盟契約に関する準拠法は、日本法とします。

第7条（存続条項）

いかなる事由に基づく加盟契約の終了後といえども、本規約の第5条、第6条、第39条、第46条、および第52条から第54条までの規定については、なお引き続き効力を有するものとします。

第2章加盟契約の締結等

第8条（契約の申込）

申込者は、本規約を承認のうえ、当社所定の申込書を、商業登記簿謄本その他当社所定の書類を添えて、当社に提出するものとします。

第9条（届出）

申込者は、申込に際して、取扱商品等の種別、加盟店のWebサイト上の仮想店舗のURLその他当社

所定の事項を、当社に対して届け出るものとします。

第10条（提携金融機関の承認）

1．加盟店が本サービスの提供を受けるにあたり、インターネット連動振込決済サービスの利用に関して提携金融機関の承認を受ける必要がある場合、申込者は、当該提携金融機関が求める確認書等一切の書類を当社に提出し、当社が申込者を代理して当該提携金融機関に対してインターネット連動振込決済サービスに係る新規加盟の申請をすることを承認します。

2．前項の新規加盟を申請した結果、承認が得られない等の理由により提携金融機関のインターネット連動振込決済サービスを利用することができなかったとしても、当社は債務不履行の責を負わないものとし、申込者は当社及び提携金融機関に対し一切の異議を申し立てないこととします。

3．申込者が、提携金融機関の一部よりインターネット連動振込決済サービスの利用に関する承認が得られなかった場合でも、他の提携金融機関よりインターネット連動振込決済サービスを利用することが可能な場合、その申込が第11条に基づき承諾されたときは、利用可能な当該提携金融機関のインターネット連動振込決済サービスによってのみ本サービスの提供を受けるものとします。

4．申込者は、インターネット連動振込決済サービスを利用した振込の手数料につき、振込人負担とするか、または加盟店負担とするかにつき予め本サービスの利用申込書提出時において当社に対して届け出るものとします。この届出に基づき、振込人負担とするか、または加盟店負担とするかについては加盟店ごとに一律に決せられるものとし、個々の売買取引、商品等の種別等ごとに、いずれの負担とするか決することはできないものとします。

5．前項の届出に基づく振込手数料の負担方法につき提携金融機関が対応できない場合、当該届出をなした申込者については、当該提携金融機関のインターネット連動振込決済サービスを利用できないものとして取り扱い、申込者はこれについて当社及び提携金融機関に対し一切の異議を申し立てないこととします。

第11条（契約の成立）

1．加盟契約は、当社が、申込者につき一以上の提携金融機関のインターネット連動振込決済サービスが利用可能となったと認めたとうえで、第8条の申込を承諾して加盟店登録した時に成立するものとします。

2．当社は、次の各号の一に該当する場合には、理由を開示せず、前項の承諾をしない場合があります。

- (1) 申込が虚偽の情報に基づくものであることが判明した場合
- (2) 第9条に定める当社所定の情報について届出がなされていない場合
- (3) 申込者が振り出した手形または小切手が不渡りとなった場合、申込者が公租公課の滞納処分を受けた場合、支払いの停止もしくは仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始または特別清算開始の申立があった場合、またはその他債務の履行が困難と想定される場合
- (4) 申込者の事情により本サービスの料金の精算に用いる銀行口座または当社の定める支払方法の利用が認められない場合
- (5) 申込者が、第39条に違反するおそれがある場合
- (6) 申込者が申込以前に本サービスの提供に関する加盟契約が当社から解約されている場合、または本サービスの提供が申込の時点で第50条に基づき停止中である場合
- (7) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められる場合
- (8) その他申込者を加盟店と認めることが適当ではないと当社が認めた場合

第12条（最低利用の期間）

加盟店は、本サービスの提供開始日より1年間は、加盟店による本サービスの最低利用期間（以

下「最低利用期間」といいます。)として、本規約に特に定める場合を除き、加盟契約を中途解約することができないものとします。ただし、第15条2項の適用を妨げません。

第13条(加盟店の地位の承継)

1. 加盟店は、当社の事前の書面による承諾がない限り、加盟店の地位その他加盟契約に基づく一切の権利または義務についてを第三者に譲渡、担保供与その他一切の処分をすることができないものとします。

2. 合併または会社分割等により加盟店の地位を包括承継した者は、承継した日から30日以内に当社所定の書類を提出するものとします。上記期間内の書類提出がなかった場合、当社はなんらの催告なくして加盟契約を解約できるものとします。

第14条(加盟店の名称等の変更)

1. 加盟店は、当社に届け出た氏名もしくは名称、住所もしくは所在地を変更したときは、変更があった日から10日以内に当社所定の変更届を当社に提出するものとします。

2. 前項に定める場合を除き、加盟店は、取扱商品等の種別、銀行口座その他当社に届け出た事項を変更しようとするときは、当社所定の書類に変更事項および変更予定日等を記入のうえ、変更予定日の30日前までに当社に提出するものとします。

3. 正当な事由なく前2項に定める変更の届出を怠りまたは所定期間内に届け出なかったことにより加盟店に生じる損害その他の不利益は、すべて加盟店の負担とし、当社は何らの責も負わないものとします。

第15条(加盟店からの解約)

1. 加盟店は、解約予定日の3ヵ月前までにその旨書面により当社に通知することにより、加盟契約を解約することができるものとします。

2. 前項に基づく加盟店からの解約予定日が最低利用期間内である場合には、その残存期間について第30条の月額基本料金に相当する額を当社の定める期日までに一括して当社に対して支払ったうえでなければ、解約できないものとします。

第16条(当社からの解約)

1. 当社は、第50条の規定により、本サービスの利用を停止された加盟店が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、加盟契約を解約することができるものとします。

2. 当社は、加盟契約成立後加盟店が第11条第2項の各号の一に該当することが明らかになった場合または第39条の各項の一にでも違反していると認められた場合、前項の規定にかかわらず、加盟契約をただちに解約できるものとします。

3. 当社は、加盟店が当社に届け出た番号またはアドレスに対する電話、ファックスまたは電子メールによって加盟店と連絡がとれなくなった場合、第1項の規定にかかわらず、なんらの催告なくして加盟契約を解約することができるものとします。ただし、加盟店との連絡がとれなくなった理由について、当社がやむを得ない事由に基づくものであると判断した場合は、この限りではありません。

4. 当社は、前項の規定により加盟契約を解約しようとするときには、加盟店に解約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。

5. 当社が前各項の措置をとったことで、加盟店が本サービスを利用できず、これにより損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。

第17条(権利の譲渡制限)

本規約に別段の定めがある場合を除き、本サービスの提供を受ける加盟店の権利は、第三者に譲

渡、転貸、または担保に供することができません。

第3章 加盟店設備の設置・接続等

第18条（設備の設置・維持管理及び本サービス用設備への接続）

1．加盟店は、本サービスを利用するにあたって、当社所定の仕様書等に従って、自らの費用と責任で加盟店設備を設置し、本サービス用設備に接続して、本サービスを利用可能な状態にするものとします。

2．加盟店が前項の規定に従い設置、接続を行わないことにより、本サービスを利用することができなかつたとしても、当社は債務不履行の責を負わないものとします。

第19条（接続テスト）

1．加盟店は、前条第1項の接続をするにあたり、当社に対して第31条の初期手数料を支払ったうえで、当社所定の方法で、当社に対して、加盟店設備と本サービス用設備との間の接続環境テスト（以下「接続テスト」という。）を受けるための申請書を当社所定の方法で当社に提出するものとします。

2．当社は、前項の申請に基づき、当社所定の方法で、接続テストを遂行するものとします。

3．接続テストを実施した結果、当社所定の仕様書等に従って加盟店設備と本サービス用設備とを接続することが不能または著しく困難な場合には、当社は加盟店に対して、加盟店設備の環境、その他加盟店設備の周辺の設備環境の是正を求めることができます。

4．前項の是正を求めたにもかかわらず、加盟店が、相当期間、その求めに応じた是正をなさなかつた場合には、当社は、加盟契約を解約することができるものとします。その場合、当社は、受領した初期費用を加盟店に返還しないものとします。

第4章 本サービスの提供

第20条（本サービスの提供開始）

当社は、前条に定める接続テストに合格したと当社が認めた後、速やかに、加盟店に対して本サービス開始予定日を通知し、特に支障があると当社が認めない限り、当該開始予定日をもって本サービスの提供を開始するものとします。

第21条（本サービスの内容）

1．加盟店は、顧客との売買取引に係る売買取引代金につき、これを顧客から受領する権限を当社に付与するものとします。

2．顧客が、売買取引代金の支払方法として、加盟店のWebサイト上で提携金融機関のインターネットバンキングを利用した振込を選択した場合、インターネット連動振込決済サービスにより加盟店のWebサイト上から当社所定の決済情報が提携金融機関に引き継がれ、当社は引き継がれた当該決済情報に基づき、加盟店に代わって売買取引代金に相当する振込金を当社の指定する口座において受け入れます（この振込受け入れを、以下「収納」といいます）。加盟店はこの収納により、顧客の売買取引代金の支払は完了したとみなされることに同意します。ただし、当該顧客がインターネットバンキングによる振込を依頼したにもかかわらず、その後、組戻、提携金融機関のシステム障害等により振込が完了しない場合は、この収納は行われません。

3．前項に基づき決済情報が提携金融機関に引き継がれ、提携金融機関のインターネットバンキングにおいて加盟店の顧客の振込による口座引落完了した場合には、当社は、その口座引落完了結果をただちに加盟店に当社所定の方法により通知するものとします。なお、この通知は、顧客の口

座から売買取引代金相当額の引落完了したことを表すものとどまり、振込により売買取引代金の収納が完了したことを意味するものではありません。

4．前項本文にかかわらず、顧客が提携金融機関に対してそのインターネットバンキングによる振込依頼を行った後に、当該顧客の端末設備の電源が切断される等により当該端末設備と提携金融機関のサーバとの通信が不能となった場合には、前項の通知が行なわれません。その場合、当社および提携金融機関は一切責任を負わないものとします。

5．提携金融機関のインターネットバンキングにおける振込限度額その他の利用条件については、各提携金融機関の定めるインターネットバンキングに係る約款の定めるところによるものとします。加盟店は、インターネット連動振込決済サービスにかかる提携金融機関の約款その他、本サービスの利用に必要な提携金融機関の約款、諸規定類の内容を承知、理解しこれに従うものとします。

第22条（加盟店のWebサイト上での表示）

1．加盟店は、顧客が売買取引代金の支払方法を選択するにあたり、加盟店のWebサイト上に次の事項を表示するものとします。

(1) 顧客が提携金融機関（加盟店が利用可能なものに限る。）のインターネットバンキングを利用して売買取引代金の支払が可能であること

(2) 提携金融機関のインターネットバンキングを利用する場合、当社が加盟店に代わって売買取引代金を受領すること

(3) 提携金融機関は売買取引代金の振込サービスのみに関与するものであり、商品等の不達、遅延、数量不足、品違い、瑕疵その他の売買取引にかかる問題については、一切関知せず責任を負わないこと。

(4) 売買取引に関する顧客からの取消、解除、返品、要望等は、当社および提携金融機関で受け付けず、加盟店が対応すること

(5) 当社および提携金融機関は売買取引代金の収納または受領その他売買取引にかかる一切の資金決済に関して領収書を発行しないこと

2．加盟店は、売買取引を締結するWebサイト上に特定商取引に関する法律その他関係法令に準拠した表示、説明、広告等を行うものとします。

第23条（差別的取扱の禁止）

1．加盟店は、売買取引代金の支払方法として提携金融機関のインターネットバンキングを利用する顧客を、正当な理由なく、当該顧客の売買取引代金に決済手数料を上乗せする等して、他の売買取引代金の支払方法を選択した顧客と差別的に取り扱わないものとします。

2．加盟店は、各提携金融機関のインターネットバンキングを利用する顧客相互間においても差別的取扱をしないものとします。

第24条（引落結果照会）

加盟店は、当社に対して、第21条第3項に基づく引落完了結果について、当社所定の方法で照会することができるものとします。ただし、同条第4項の場合は、この限りではないものとします。

第25条（収納金の引渡し）

当社は、第21条に基づき売買取引代金を収納した場合、別に加盟店と当社で協議のうえ定める時期と方法で、その収納結果を加盟店に通知したうえ、収納金を加盟店が予め指定する銀行口座宛て振込送金することにより引き渡すものとします。ただし、当該収納金から、当該収納金に係る提携金融機関のインターネットバンキングの振込手数料（加盟店負担とする場合に限る。）および第30条の月額基本料金および精算手数料と決済処理手数料を控除することができるものとします。

第 26 条（仕様書等）

1. 本サービスにおける、サービス提供時間、電文の送信手順、送受信する電文の内容、暗号化方式等の細目的事項、技術的事項等については、当社の定める仕様書等によるものとします。
2. 当社は、前項の仕様書等を、加盟店の同意を得ることなく、変更することができるものとします。仕様書等が変更された場合、当社は、加盟店にその旨通知するものとします。

第 27 条（本サービスの提供地域）

本サービスの提供地域は、日本国内に限るものとします。

第 28 条（提携金融機関の追加）

当社が、提携金融機関を追加した場合、その旨加盟店に通知するものとします。この場合、第 10 条が準用されるものとします。

第 29 条（提携金融機関の承認の撤回）

1. 第 10 条及び前条により提携金融機関の承認を要する場合、当該提携金融機関が、当該承認を撤回した場合、当該加盟店は、当該提携金融機関のインターネット連動振込決済サービスを利用した本サービスの提供を受けることができないものとし、加盟店は、これについて当社及び提携金融機関に対し一切異議を申し立てないこととします。
2. 前項に基づき、加盟店がインターネット連動振込決済サービスの利用することができる提携金融機関がなくなったときは、加盟契約は終了するものとします。この場合、解約時が最低利用期間内である場合は、その残存期間についての第 30 条の月額基本料金に相当する額を当社の定める期日までに一括して当社に対して支払うものとします。

第 5 章 利用料金

第 30 条（料金）

加盟店は、本サービスの料金として、別に定める料金表に基づき、毎月定額の月額基本料金および精算手数料とインターネットバンキングによる収納 1 件あたりの決済処理手数料を当社に支払うものとします。

第 31 条（初期費用の支払）

加盟契約が成立したときは、加盟店はただちに料金表に定める初期費用を支払います。

第 32 条（料金の支払）

1. 加盟店は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して加盟契約が解約される前日までの期間、料金表に定めるサービス料金の支払を要します。
2. 第 45 条の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間のサービス料金は、本サービスが提供されたものとして取り扱うものとします。

第 33 条（料金の支払方法）

加盟店は、初期費用および本サービスの料金を当社が指定する期日までに、当社の指定方法により支払うものとします。

第 34 条（延滞利息）

加盟店は本サービスの料金その他加盟契約上の債務（延滞利息は除きます。）について支払期日を経過してもなおお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。ただし、当初の支払期日

の翌日から起算して10日以内に支払いのあった場合はこの限りではありません。

第35条（端数処理）

本規約に基づく料金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、切捨てるものとします。

第36条（消費税）

加盟店が当社に対し加盟契約上の債務を支払う場合には、別に定める料金等の額に消費税相当額を加算するものとします。

第6章 加盟店の義務等

第37条（加盟店コードおよびパスワード）

1. 加盟店は、自己の責任で、加盟店コード、加盟店管理用パスワードおよびハッシュ用パスワードを使用または管理するものとし、これらを第三者に貸与または第三者と共有しないものとします。
2. 加盟店は、加盟店管理用パスワードおよびハッシュ用パスワードを第三者に開示しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。
3. 加盟店は、加盟店コードおよび加盟店管理用パスワードまたはハッシュ用パスワードにより本サービスが利用されたときには、加盟店自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意または重大な過失により加盟店コード、加盟店管理用パスワードまたはハッシュ用パスワードが第三者に不正に利用された場合にはこの限りではありません。
4. 加盟店は、加盟店管理用パスワードまたはハッシュ用パスワードに紛失・盗難または漏洩等があった場合は、ただちに当社に届け出たうえ、当社の指示に従うものとします。

第38条（顧客の苦情等）

1. 加盟店とその顧客との間の一切の紛争、苦情等については、加盟店が責任をもって直接対応するものとし、当社および提携金融機関に一切の損害、迷惑等を及ぼさないものとします。
2. 加盟店とその顧客との間で本サービスにおける代金の決済の原因関係たる売買取引の債務不履行等の瑕疵、不成立もしくは不存在等をめぐる苦情、紛争等が生じた場合においても、前項を準用するものとします。

第39条（禁止事項）

1. 加盟店は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

(1) 以下に該当する商品等の販売、提供

公序良俗に反するもの

銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬および向精神薬取締法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約その他の法令により、所持もしくは譲渡等が禁止されているもの
劇毒物、凶器その他犯罪行為または人の生命・身体に対する危険を惹起するおそれのあるもの

写真、ビデオその他のアダルト商品等、善良な風俗または青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの

第三者の著作権、商標権、肖像権の知的財産権を侵害するもの、または侵害するおそれのあるもの

第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害するもの、または侵害するおそれのあるもの

第三者を差別もしくは誹謗中傷し、また、その名誉もしくは信用を毀損するもの
虚偽情報または事実誤認を生じさせるおそれがあるもの

上記各号のほか、当社が不相当と判断したもの

- (2) 本サービスにより利用しうる情報を不当に改ざんまたは消去する行為
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為および加盟店になりすまして本サービスを利用させる行為
- (4) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (5) 第三者の設備等または本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (6) その他法令もしくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐等）し、または第三者に不利益を与える行為

2. 加盟店は、旅行商品、酒類、その取扱に際して許認可を要する商品等を対象とする売買取引に係る売買取引代金の支払方法として本サービスを利用する場合は、事前に、当社に対して必要な許認可を得たことを証明し、当社の承諾を得るものとします。加盟店が当該許認可を失った場合には、ただちに乙にその旨連絡するものとし、以後当該商品等を対象とした売買取引に係る売買取引代金の決済方法として本サービスを利用できないものとします。

3. 加盟店は、商品券、印紙、切手、回数券、プリペイドカードその他有価証券および当社が別に指定した商品等の売買取引に関して、当社の個別の許可を得ず、その売買取引代金の決済方法として本サービスを利用しないものとします。

第40条（加盟店の維持責任）

加盟店は、本サービスを利用するために接続された加盟店設備が当社の定める仕様書等に記載された技術的事項に適合し、かつ、正常に稼働するよう維持するものとします。

第41条（加盟店設備の調査協力等）

1. 当社は、加盟店設備に異常があると認めた場合、加盟店設備の調査を行うことがあります。この場合、加盟店は、正当な理由がある場合を除き、その調査に協力するものとします。
2. 前項の場合において、当社は必要に応じて、接続テストを行うことができるものとします。この場合、その接続テストの期間中、本サービスの提供を一時停止することができるものとします。
3. 前項の接続テストについては、加盟店設備の異常につき当社に責めに帰すべき事由がない限り、加盟店がその実費を負担するものとします。
4. 加盟店は、加盟店設備に異常がある疑いを認めた場合、ただちにその旨当社に通知するものとします。

第42条（本サービス用設備に関する義務）

加盟店は、加盟店から当社の本サービス用設備その他当社または提携金融機関のシステムに有害なプログラムの送信、コンテンツの改ざん、若しくは当社または提携金融機関のシステム機能を損ねるその他の不法行為が行われないよう必要な措置を講じるものとします。

2. 加盟店は、前項の規定に違反し当社または提携金融機関が損害を受けたときは、その損害を賠償する義務を負うものとします。

第43条（本サービスに係る知的財産権の保護）

加盟店は、本サービスに係る著作権、特許権、意匠権その他の知的財産権が当社または提携金融機関に帰属することを確認するとともに、その権利を侵害しないものとし、第三者がその権利を侵害しまたは侵害する恐れがある場合には、ただちに当社に通知するものとします。

第7章 当社の義務等

第44条（当社の維持責任）

当社は、本サービス用設備を本サービスを円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持します。

第45条（故障時の措置）

1. 加盟店は、本サービスが利用できないときは、加盟店自身の設備に支障のないことを確認のうえ、当社にその事実を通知するものとします。
2. 前項の通知があったときは、当社はその原因を調査し、本サービス用設備に支障があったときは、すみやかに修理するものとします。
3. 前項の支障が加盟店の責に帰すべき事由により生じたときは、当該支障の調査および修理に要した費用は、加盟店が負担するものとします。

第46条（個人情報等の保護）

1. 当社は、加盟店の営業秘密、または加盟店その他の者の個人情報（あわせて以下「個人情報等」といいます。）を加盟店から直接収集し、または加盟店以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができるものとします。
2. 当社は、これらの個人情報等を加盟店本人以外の者に開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。ただし、次の各号に該当する場合にはこの限りではありません。

- (1) 法令の定めまたは行政機関もしくは裁判所の要求に基づく場合
- (2) 加盟店、当社または提携金融機関その他の第三者の生命、身体、財産または権利を守るために必要な場合
- (3) 本サービスを提供するために必要な機関に登録するための情報の場合
- (4) 本サービスの提供に係る業務の全部または一部を第三者に委託する場合
- (5) 提携金融機関からの要請があった場合

3. 当社は、加盟契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後は、個人情報等を消去するものとします。但し、加盟契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該個人情報等を消去しないことができるものとします。

第8章 サービス提供の中止、停止等

第47条（サービスの全部または一部の提供の中止）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生したまたは発生するおそれがある場合には、事前の通知なく、本サービスの全部または一部の提供を中止することがあります。

第48条（本サービスの中止・廃止）

1. 当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に中止または廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを中止または廃止しようとするときは、加盟店に対し中止または廃止する日の3ヶ月前までに通知するものとします。
3. 第1項に基づく本サービスの全部または一部を中止または廃止する際に当社が負う義務は、前項の手続きを経ることに限られるものとし、本サービスの中止または廃止に起因して加盟店に損害が生じた場合といえども、当社または提携金融機関は何ら賠償の責を負わないものとします。

第49条（サービス提供の一時停止）

当社は、本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合、事前に加盟店に通知したうえで、本サービスの提供を一時停止することがあります。ただし、別途当社が定める定期保守時間に本サービスの提供を一時停止する場合、または緊急やむを得ない場合は、事前の通知を要しないものとします。

第50条（サービス提供の停止）

1．当社は、加盟店が次の各号の一に該当する場合、加盟店に事前の通知をすることなく、当該加盟店に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 本サービスの料金その他の加盟契約上の債務について、支払期日を経過してもなお支払われない場合
- (2) 第41条の加盟店設備の調査について拒んだ場合、および第40条の技術的事項に適合しない接続等を行った場合
- (3) 法令または公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合
- (4) 他の加盟店、当社、または第三者に重大な支障を与える形態で本サービスを利用した場合
- (5) 第39条各項のいずれかに該当する行為をした場合
- (6) 顧客から多数の苦情が寄せられている場合
- (7) 提携金融機関からの要請があった場合
- (8) 前各号のほか、本規約の規定に違反する行為で当社の本サービス用設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をした場合

2．前項の場合において当社または提携金融機関が損害を受けたときは、加盟店はその損害を賠償する義務を負うものとします。

第51条（改善措置）

当社は、加盟店の取扱商品・役務等または広告の表現内容・表現方法等が加盟店としてふさわしくないと判断し、改善措置が必要または適当と認めた場合は、当該商品・役務等の取扱停止または広告の表現内容・表現方法等の改善を要求することができるものとし、加盟店は、その改善要求に従い、すみやかに改善措置をとるものとします。

第9章 損害賠償等

第52条（損害賠償の制限）

1．当社の責に帰すべき事由により、加盟店が本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）に陥った場合、当社は、本規約で特に定める場合を除き、当社が当該加盟店における利用不能を知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続した場合に限り、該当月の前月における1ヶ月のサービス料金の30分の1に利用不能の日数を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、加盟店に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。ただし、天災事変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。

2．利用不能が当社の故意または重大な過失により生じた場合には、前項は適用されないものとします。

第53条（免責）

当社は、本規約で特に定める場合を除き、加盟店が本サービスの利用に関して被った損害につい

ては、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、加盟店が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

2. 当社は、本サービスにおいて提供またはアクセスを可能とした情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しないものとします。

第10章 その他

第54条（加盟契約終了後の措置）

加盟店は、加盟契約が終了した後は、加盟店および関係者が本サービスを利用して作成または本サービス設備に入力したデータまたは情報等（以下入力情報等）といたします）を当社所定の方法で消去することに同意するものとします。また、加盟店は、当社の指示にしたがい、本サービス用設備への接続を解消し、当社から受領したその他の書類、電磁的記録等を当社に返還するものとします。なお、当該入力情報等が削除されたことにより加盟店が被害を受けたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

付 則

本規約は平成15年6月2日から実施します。